

水害に対する江戸時代の 村落社会的対応についての覚書

平成 23 年 4 月 27 日受付

山内 太¹⁾

要 旨

各地域、其々の近世村落において、水害に対する対応の仕方は様々であり、違いが存在する。本覚書では、同じ千曲川(信濃川)流域に位置する二つの村落を取り上げ、その自然的条件、村落構造、生業構造の違いから、水害に対する異なった対応を取っていたことを確認する。

キーワード：近世村落的共同性、水害、自然環境、村落構造、割地制度

はじめに

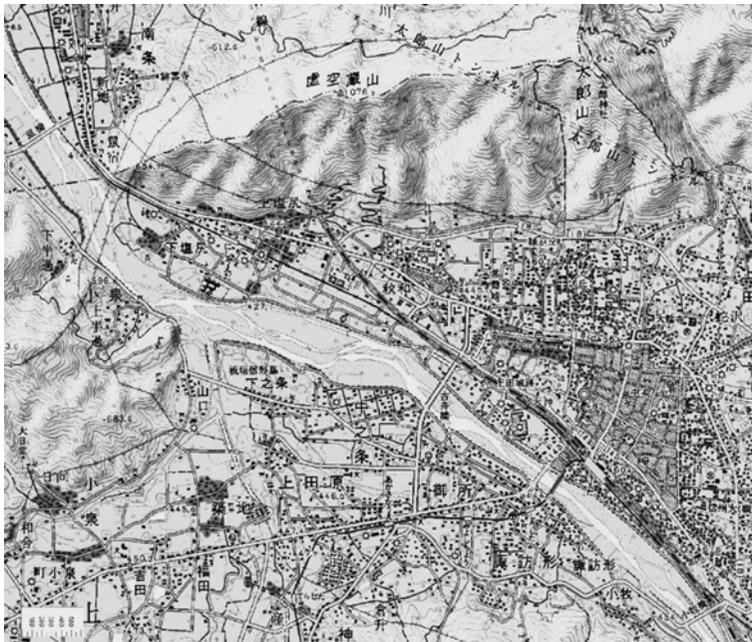
水害に対して、江戸時代の村々は、どのような対応を取っていたのだろうか。特にそのような対応を行う村落的要因には、どのようなものが想定されうるのだろうか。著者はそこに、近世村落社会において人々が作り上げていた、村落的共同性というものの存在を見出したいと考えている¹⁾。この近世期における村落的共同性の存在をベースとして、村による近世的防水策、水害に対する諸対応がなされていたと考える。そこでまず本覚書では、まったくタイプの異なる二つの村落を取り上げ、水害に対する其々の対応の違いについて確認する。このことを、対応の違いを生み出したと考えられる自然条件や村落構造、生業構造の違いを明確にし、各村々の村落的共同性の在り方・特質を確認するという、今後の研究への準備過程・ステップとしたいと考えているからである。

フィールドとしては、信州小県郡上塩尻村と越後西蒲原郡中郷屋村とを取り上げる。両村は共に、千曲川(信濃川)流域に位置する村々である。著者はこれまで、この両村の基礎的なデータについて、収集、データベース作成を進めてきた。本覚書では、それぞれ両村の概要を述べると共に、両村の水害に対する対応を簡単に確認しておきたい。

1. 信州小県郡上塩尻村の場合

上塩尻村は、上田盆地のほぼ西端、北国街道沿いに位置する村である。上塩尻村の北部は虚空蔵山の南斜面、南部は千曲川沿いの氾濫原であった(地図 1 参照)²⁾。幕末慶応三年(1867 年)段階で貫高所有者は 179 名であった。もっともこの上塩尻村の貫高所有者は、享保十四年(1729 年)には 119 名で

¹⁾ 京都産業大学経済学部



地図1 上田盆地

しかなかった。安永七年(1778年)には幕末とほぼ同数の172名にまで上昇している。その後18世紀末に向けて減少、18世紀初頭の回復、さらに天保凶作による減少とその後の回復という動きを示しながら、幕末には上記のような人数となっていた。他方この貫高所有者の階層構成としては、18世紀末には零細所有者層が増大する傾向があったが、19世紀には中規模所有者層が増大する方向に変わっていた³。

以上のような貫高所有者構成と密接な関係を持つのは、恐らくこの村の生業であろう。この村は、特に18世紀後半以降蚕種生産、取引が活発となり、19世紀には上田藩蚕種取引の中心地となっていた。まさに蚕種商人の村とも言えるような村になっていたのであった。そしてこの蚕種業の発展と千曲川の存在との間には、大きな関連があったとこれまで指摘されてきた。河川敷において生産された、優良な桑の存在のためである⁴。ここではこのことについて詳しく論ずることはしない。しかし一面で蚕種業発展の基礎となった千曲川は、他面で恒常的に洪水という災害をもたらす存在でもあり、こちらの側面を本覚書では見ていきたい。

(1) 上塩尻村の水害

上塩尻村には現在、水害に関する資料が、享保十三年(1728年)から文政十一年(1828年)の間に、21年分残っている。約100年のうち、21年で大小の水害が発生していたのである。実に単純計算で5年に1年は、水害を経験していたことになる⁵。その他、現在は村に水害の資料は残っていないが、恐らく17世紀においても、また19世紀の天保期以降(1830年以降)においても、水害は発生してい

耕地と、比較的水害の被害に遭いにくい地域の耕地が並存していたことになる。つまり大洪水の際はともかく、中小規模の洪水の際には、村内全域が水害を蒙るわけではなく、村内において、地形的に被害を受けやすい特定地域の耕地が、繰り返し水害を蒙ることになっていたのである。

(2) 水害と土地所有

まず前述した中規模な水害の場合、その被害を受けた耕地所有者は、どれくらいの人数になるのだろうか。明和二年の洪水の際には66名の土地所有者が被害を受けているし、安永八年の際には21名、寛政三年の際には、58名の土地所有者が被害を受けていた⁸。しかしながらその数は、土地所有者総数の、各々、38.8%、12.2%、36.9%に過ぎなかった。つまり村内の土地を所有する者の6割以上は、このような中規模な洪水の時でさえ、水害を蒙ることはなかったのである。

もっとも村内の多くの耕地を集積していた、村内大規模土地所有者は、当然、その所有拡大の過程において、水害を受けやすい耕地も含めて所有地を拡大しており、その結果として、中規模な水害が発生した際には、必ず被害者として名前が上がることになる。また新しく分家した家々、あるいは分家したのち、耕地を集積していた家々もまた、このような水害常習地を抱え込む傾向にあった。

ここでは、村内で最も水害の被害を受けやすい地区の一つである、境地区の所有者について確認しておきたい。この地区は、小規模な水害においても被害を受けることが多く、またそれ故にであろう、頻繁に普請等が行われ、堰成り、道成りとして、一部耕地が潰されることも多かった⁹。この地区の所有者を見てみると、徐々に有力な家々はこの地区の耕地所有から手を引き、近代初期には、分家筋の家々や、あるいは有力マケ以外の家々が、この地区の耕地の所有者となっていた。結果として、洪水の被害を最も受けるこの地区の土地は、村内の非有力な家々が所有するようになっていたのであった¹⁰。

このように、村内の耕地には頻繁に水害にあう耕地が存在していた。見方を変えれば、頻繁に水害にあう一部の耕地を犠牲にしつつ、他の大部分の耕地を守っていたといえるかもしれない。自然の力が大きく、技術的にそれを克服するのが難しい近世村落社会にあっては、止むを得ないことであろう。そのため結果的に村の水害のリスクを過大に一部の耕地とその所有者に負担させることになった。しかも、このような土地を所有する家々は、概して非有力な家々であった。彼ら、非有力な家々は、その村内における影響力(政治的、経済的、社会的)の弱さゆえに、このような負担に甘んじていたのだろうか。あるいは有力な家は、その力によって、この非有力な家々に負担を押し付け、自らの保全を図っていたのだろうか。

(3) 村と水害

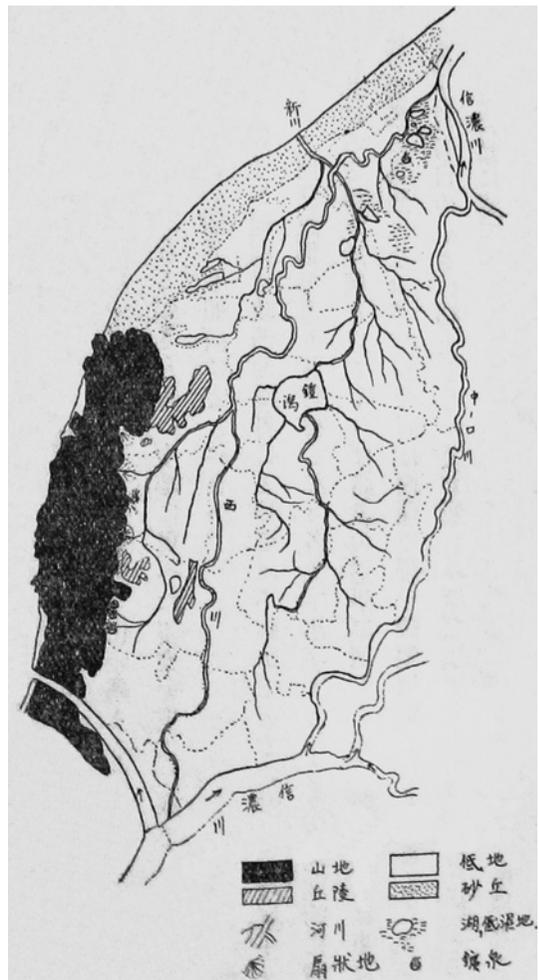
当時の上塩尻村においては、水害を受けやすい耕地を所有した非有力な家々は、まったく村内で孤立した状況であったのではなく、むしろ有力な家々との様々な諸関係の中に組み込まれていた。非有力な家々は、有力な家々の小作人となったり、奉公人となったりしていた¹¹。つまり非有力な家々の

生活は、このような村内の様々な諸関係の存在の上に成り立っていたのである。有力な家々は一方的に水害のリスクを他の家々に転嫁していた、という状況・側面にのみ視野を限定するのではなく、水害時以外、日常において人々が生活のために取り結んでいる諸関係の存在にも着目し、そのような諸関係の上に、水害時のリスクが被さってきているのだと理解するべきであろう。これが、近世村落・上塩尻村の水害への対策であり、それを可能にした村落的共同性であったと言い得るのではないかと考えている。

2. 越後西蒲原郡中郷屋村の場合

中郷屋村が位置する西蒲原郡は、越後平野蒲原四郡のなかの西南部にあり、西は弥彦山・角田山と連なる沿岸山脈と砂丘で日本海を区切り、南縁は信濃川、燕下流の東縁は中之口川、北は中之口川が合流した信濃川の下流が囲む甘藷型の地形の土地である。山地を除外した部分はほとんど平坦な土地である。そして中央やや西寄りを西川が北流している(地図3参照)。ところで西蒲原郡の耕地は、標高15m以下の地域に展開し、その大部分は標高10m未満であった。全体として標高は北に向かって緩やかに低くなっているのだが、特に西川と中之口川の間平坦部は、中央の鎧漕でやや窪地がみられ、それを超えると、標高1m以下の耕地が多くなり、また標高差が小さくなる。この鎧漕の西側に位置する一村落が、中郷屋村である。同村は、西川の自然堤防上に位置し、集落を形成する地区が村内の西端にあり、そこから東側、鎧漕に向かって、耕地が展開しながら、同時に標高も低くなっていくという地形を持っていた(地図4参照)¹²。

この村は、文政十年(1827年)において、家数31軒と報告されている。この数は、約50年前の安永七年(1778年)の数字とまったく同数であった¹³。また文政十年の年貢勘定帳には、軒前を持つ者、26名の名前が記載されていた¹⁴。寛保元年にもやはり軒前所有者は26名であった¹⁵。この26名が、この村の主要メンバーであったと考えられる。その階層を確認してみると、文政十年の



出所：新潟県立巻中学校『西蒲原郡概観地誌』3頁より

地図3 西蒲原郡地誌



出所：新潟県教育委員会・巻町教育委員会『鎧潟』(1966年)4頁より

地図4 中郷屋村所在地

時点で、1軒前以上を所有する者が、9名。1軒前未満を所有する者が、17名であった。既に一定の階層分化が生じていたことを窺わせる。他方村の家数とは異なり、この軒前所有者には変動がある。天保四年(1833年)を契機として、以後軒前所有者は減少していく。安政二年(1855年)には19名にまで減少したのち、漸増し、明治元年(1868年)には23名にまで回復した¹⁶。この軒前所有者の減少は、特に半軒前以下の、相対的に零細所有層の減少から生じていた。その結果、この間、軒前は持たないながらも村内で耕作を行う小作人の数は、増加している。文政十年には小作人は1名であったが、安政二年には6名にまで増加していた。

このような中郷屋村の生業としては、やはり稲作を中心とした農業が主であり、その他の稼ぎとしては、女性による布木綿稼ぎが存在する程度であった¹⁷。

(1) 中郷屋村の水害

西蒲原郡は、頻繁に水害をこうむってきた。18世紀の間に、西蒲原郡下に洪水の侵入する形の信濃川並びに中之口川の破堤は、14回を数えていた。単純計算でだいたい7年に一度洪水が起こっていたことになる。さらに19世紀には23回を数えており、まさにこの地域は河川氾濫による洪水被害に日常的に接していたといえる。またこの破堤場所は、信濃川頂部と中之口川中流域において多かった。このような破堤による平坦耕地部への外水の躍り込みは、もし信濃川沿い頂部からであれば、奔流となって貫いて下るし、中之口川中流域迄は落ち込むように広がる水となりやすかった。

中郷屋村においても、この信濃川・中之口川の破堤と同時に、西川の破堤による水害の頻度も多かったと考えられる。19世紀の間には、西川は16回の破堤を数えている。このような破堤による氾濫によって、中郷屋村でも大きな被害を蒙ったと考えられる。特に西蒲原郡の地形的特質のために、信濃川頂部や中之口川中流域での破堤の場合、その氾濫水はまず鎧潟をめざし、また鎧潟に湛水すること

になったと考えられる¹⁸。

ところで中郷屋村では、恐らく他の鎧漕周辺の村々と同様、少しずつ鎧漕の開発を行い、耕地を拡大していた。その結果は、明治初期の耕地調査において明瞭に示されている¹⁹。村の西部、集落がある地域から徐々に東側、鎧漕方面に向かうにつれて、その土地等級が低下していくのである。そして不定地田や草生地、野と記載される土地が増えてくるのである。同時に鎧漕に近い耕地では、水腐田とされる耕地も増えてくる。つまり鎧漕に近い耕地ほど、耕作条件が悪くなっていたのである。これは、もちろん開発されてまだ間がなく、耕地としての条件が整っていないという点も考慮せねばならないが、その他にも、鎧漕の湛水による被害という側面もあったのではないかと考えられる。ともあれ、中郷屋村では、地理的・地形的に明瞭に、優良耕地と不利な耕地が分かれていたのであった。

(2) 水害と土地所有

先述したように、中郷屋村でも近世末期には、土地所有をめぐる階層分化が生じていた。ところが明治初期の中郷屋村各家の所有地分布を確認すると興味深い点が浮かび上がってくる²⁰。例えば幕末期には村最大の土地所有者であった沢栗利平家を取り上げると、その所有耕地が、見事に村内各字に分散していた。鎧漕沿いの草生地や野、不定地田をも含む、各字、各等級に分散して、沢栗家は耕地を所有していた。同じことは、村内第二位の土地所有者であり、長く同村の庄屋を務めていた笛木家にもあてはまる。沢栗家と同じように、各字、各等級に分散し、その所有耕地を展開していた。もちろん両家よりも所有規模の小さい家々は、両家ほど散在していないし、またかえって不定地田等が少ない。しかしながら小規模所有の家々であっても、その所有地の、地理的、等級的集中は生じていなかった。

このような事態を招来した理由としては、当然、この村が行っていた割地制度によるものと考えねばならない。中村義隆によれば、割地制度とは、「一村を単位として、村内の土地を共同管理下におき、村内割地の権利所持者に対し、その持ち分に応じて分割し使用するものである。この分割に際しては、ある年限ごとに抽選で割り替えを行うのが一般的」²¹であったという。そして「自然条件の良悪に関わらず、それらの土地を必ず一軒前分配されて」²²いた。つまり土地所有者(軒前所有者)は、その持ち分に合わせ、村内の各字・各等級の耕地の組み合わせを、それぞれ籤引きで決定されていた。中郷屋村の軒前数は21軒であり、その1軒あたりの耕地は2町1反7畝歩とされていた²³。そしてこの1軒前あたりの耕地を、自然状況の良悪に従って均等に分配していったのである。従って、中郷屋村のように、比較的各字と各等級が釣り合っている場合、この割地制の主旨からして、村内各家の所有地は、各家の総所有高に差が存在していたとしても、その所有耕地はそれぞれ各字・各等級に分散して存在することになる。

つまり中郷屋村にあっては、総所有高の不均衡は存在しつつも、割地制度による村内所有耕地の分散配置のため、鎧漕湛水や水害からのリスクを土地所有者(軒前所有者)全員に割り当て、等しくリスクを負わせる構造を作り上げていたといえる。各家の所有高に等しく見合う形で、不利な自然条件の

耕地所有を強制していたのである。それは言い換えれば、村内の有力な家が、経済力にものを言わせ、リスクの小さい、条件の良い有利な土地のみを集積することを許さない制度を作り上げていたといえるだろう。

ただしこの制度を維持していくためには、村の軒前総数を前提として、極端に小規模軒前所有者を生み出さず、また軒前所有者数も変化(特に増大)させないことが必要になる。つまり新規参入者を制限することになる。実際、中郷屋村では、この地域でも厳しい分家規制が行われていたという。耕作地が無いと、村の中に家を持つことができないムラキメであったらしい²⁴。また既に近代に入ってからではあるが、大正時代の初期においてさえ、「田圃をわけてムラウチに分家を出してやろうと思ったが、少し位の田圃では結局村のシンショウ(身上)かじることになるからせめて半軒前つけろといわれ、そんな田圃はなく、泣く泣く分家は巻へやった」という話があるくらいである²⁵。このような厳しい分家規制、村内耕地所有の分散化を忌避したうえで、割地制度が行われていたのである²⁶。

以上のように中郷屋村では、村の土地所有者(軒前所有者)全員が、不利な条件の耕地を所有し、水害のリスクを皆が負うような仕組みを作り上げていた。これが、中郷屋村における水害への対応だったのである。全員で平等に水害リスクを分担することによって、厳しい自然条件に耐え、各家の経営を存続させ、同村の存続を実現する方策を取っていたといえる。ただしそのために、結果的に村内において存在できる家の数を厳しく規制し、新規参入者を制限したため、徳川時代を通して、村内に存在する家の数は停滞的とならざるを得なかった。

まとめ

同じ千曲川・信濃川流域に存在する、信州小県郡上塩尻村と、越後西蒲原郡中郷屋村は、その村落構造も生業構造も全く異なっており、また自然条件からのリスクを回避する仕方も異なっていた。蚕種商いが盛んとなり、市場経済が相当に発展していた上塩尻村では、貫高所有者数も多く、また変動が激しいだけでなく、階層構造も重層的であった。このような上塩尻村は、頻繁な水害に見舞われていたのだが、その被害は、大水害時は別として、特に村内の特定地区の耕地に集中する傾向があった。そしてこのような耕地は、一般的に所有移動が生じやすく、所有し続けられることはなかったし、また時代と共に村内の有力者は所有しなくなっていた。それゆえ一見、上塩尻村においては、有力ではない人々が所有する、特定地区の耕地に水害リスクが押し付けられ、集中させられているように見える。そしてこれらの耕地の犠牲の上に、村落全体の安全性が保たれていたと考えられる。ただし注意しなければならないのは、水害を受けやすい耕地の所有者たちは、村内で孤立した状況なのではなく、むしろ村内の様々な諸関係の中に組み込まれて生活を営んでいたということである。従って様々な諸関係と相殺される形で、彼らの水害リスクの高い耕地所有が存在していたといえるのである。このような村落的共同性の存在の上に、上塩尻村の水害に対する対策は実行され得たと言えるのではないか。

一方の中郷屋村は、軒前所有者や村内軒数を制限し、零細所有者の発生をできるだけ規制することで、割地制という制度を生み出し、これによって水害・湛水等の自然条件からの悪影響を村落内全成

員に等しく割り当てることで、各家々の存続、村の存続を図ろうとしていた。もちろん、軒前移動という、実態としての所有移動が生じ、軒前所有には大きな階層格差が生じていたことは前述のとおりである。しかし上塩尻村に比べると、その階層格差は極めて小さく、また変化に乏しいという他ない。中郷屋村はそのような村落構造を作り上げながら、水害に対応していたのであった。

以上、二つの村落を見ても、近世村落においては、その自然条件、生業構造、村落構造、あるいは歴史性の違いから、自然環境からのリスク、水害に対する村落的対応の仕方が異なっていた。恐らく水害への対応の違いの背景には、其々の村落が作り上げている村落的共同性の違いが存在していたのではないかと想像する。従って、今後は、二つの村の水害に対する村落的対応について、より詳細に明らかにし、それが実行できた村落的要因、つまりは村落共同性の実態を、村落構造や生業構造をも詳細に明らかにしながら、詳しく探っていきたいと考えている。

注

- 1 村落的共同性については、とりあえず、長谷部弘「村落的共同性を再考する」日本村落研究学会編『近世村落社会の共同性を再考する』（2009年、農山漁村文化協会）を参考してほしい。
- 2 上塩尻村の地理的特質について詳しくは、村山良之「上塩尻村の地理的特徴」長谷部他編『近世日本の地域社会と共同性』（2009年、刀水書房）を参照してほしい。
- 3 この貫高所有者の人数は、上田市博物館所蔵、佐藤嘉三郎家資料による。上塩尻村を含む上田藩領の多くの村では、全国的にも稀であるが、近世を通じて貫高制がとられていた。その詳細については、拙稿「耕地と自然災害」長谷部他編前掲書の注5等を参照してもらいたい。
- 4 上田近辺の千曲川沿岸にある桑畑の桑は、良桑であったとされている（高島諒多『信濃蚕業沿革資料』1892年、107頁）
- 5 前掲佐藤嘉三郎家資料による。
- 6 この三か年の被害状況は、前掲佐藤嘉三郎家資料 I 116, 165, 235 による。
- 7 上塩尻公民館蔵「地検帳」より。
- 8 前掲佐藤嘉三郎家文書 I 116, 165, 235 より。
- 9 前掲佐藤嘉三郎家文書 I 179, 185, 187 等より。
- 10 前掲佐藤嘉三郎家文書 I 11, 573 より。
- 11 佐藤隆一家蔵「日記」、佐藤八郎右衛門家蔵「文禄ヨリノ代継名前帳」、佐藤嘉三郎家 I 364, 365 等より。
- 12 西蒲原土地改良区『西蒲原土地改良史 上』1981年、3頁、191-201頁より。
- 13 笛木家文書 I 116, 165, 235。以下の中郷屋村に関する資料の多くは、笛木家文書によっている。調査にご協力いただいている笛木家の皆様には、感謝の気持ちでいっぱいである。この場を借りて、御礼申し上げたい。
- 14 笛木家文書 I 391。後述するように中郷屋村は、割地制度を導入していたため、年貢は、其々の家々がもつ軒前を単位に賦課された。従ってここで軒前を持つ者と言っているのは、実質的には年貢被賦課者、土地所有者ということになる。
- 15 笛木家文書 I 381
- 16 笛木家文書 I 381-428 による。
- 17 笛木家文書 I 116, 165, 235。
- 18 以上の記述は、西蒲原土地改良区前掲書 191-201 頁による。

19 笛木家文書Ⅱ 100

20 以下の記述も、笛木家文書Ⅱ 100 による。

21 中村義隆『割地慣行と他所稼ぎ』（2010年、刀水書房）4頁。

22 中村前掲書 16頁。

23 新潟県教育委員会・巻町教育委員会『鎧濁』（1966年）139頁。

24 巻郷土資料館所蔵「民俗資料調査カード 中郷屋」（1985年）。

25 新潟県教育委員会前掲書 139頁。

26 もっとも既述したように、特に天保期以降、軒前を失い、小作人となる家々も存在した。中郷屋村の村落の共同性を確認するうえで、彼らの在り方については今後確認する必要があると考えている。

The note on features of rural society for flood disaster in Tokugawa period

Futoshi YAMAUCHI

Abstract

There were community-based and diversified measures of rural societies for flood disaster in Tokugawa period. We take up two village where are located in beside the Cikuma river (Shinano river) and ascertain that each rural societies took different countermeasures against flood disaster from the difference of the natural environment, the structure and the businesses of village.

Key Word: Community in early modern village society, Flood disaster, Natural environment, The structure of village, Warichi system